

看護職員修学資金貸付条例及び理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 12 号

看護職員修学資金貸付条例及び理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例
(看護職員修学資金貸付条例の一部改正)

第 1 条 看護職員修学資金貸付条例(昭和 37 年岩手県条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定施設等 次のアからクまでに掲げる県内の施設等及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号に規定する施設をいう。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する介護老人保健施設</p> <p>ク 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業(同条第8項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所(以下「訪問看護事業所」という。)</p> <p>(5) 大学院特定施設等 次のア及びイに掲げる県内の施設等をいう。</p> <p>ア 前号アからクまでに掲げる施設等</p> <p>イ [略]</p> | <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定施設等 次のアからケまでに掲げる県内の施設等及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号に規定する施設をいう。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設</p> <p>ク 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所(以下「訪問看護事業所」という。)</p> <p>ケ 介護保険法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業(同条第4項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所</p> <p>(5) 大学院特定施設等 次のア及びイに掲げる県内の施設等をいう。</p> <p>ア 前号アからケまでに掲げる施設等</p> <p>イ [略]</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

(理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部改正)

第 2 条 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例(昭和 55 年岩手県条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> | <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(3) 病院等 次に掲げる施設等をいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第7条第22項</u>に規定する介護老人保健施設又は同法第41条第1項の指定居宅サービスに該当する同法<u>第7条第8項</u>の訪問看護の事業を行う者が当該事業を行う事業所（病院又は診療所を除く。）</p> <p>ウ [略]</p> <p>(4) [略]</p> | <p>(3) 病院等 次に掲げる施設等をいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第25項</u>に規定する介護老人保健施設又は同法第41条第1項の指定居宅サービスに該当する同法<u>第8条第4項</u>の訪問看護の事業若しくは同法第53条第1項の<u>介護予防サービスに該当する同法第8条の2第4項</u>の介護予防訪問看護の事業を行う者が当該事業を行う事業所（病院又は診療所を除く。）</p> <p>ウ [略]</p> <p>(4) [略]</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。